

福岡県公報

平成二十三年十月二十一日
第三千三百十八号
増刊 ①

目次

再掲

再掲

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 (人事課) ……………一

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同
条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十四号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百二十二条第一項の規定に基づき、知
事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 山崎建典

第二順位 副知事 海老井悦子

第三順位 副知事 服部誠太郎

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止)

2 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十二年福岡県規則第
二十一号)は、廃止する。